

(一社) 東大阪ツーリズム振興機構

マネジメント・コンサインメント業務仕様書

1 業務名

(一社) 東大阪ツーリズム振興機構のマネジメント・コンサインメント業務

2 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

ただし、継続的な事業とすることで、より効果が期待されることから(一社)東大阪ツーリズム振興機構が契約期間の延長を認めたときは、この限りではない。

3 事業の目的

東大阪市では、平成28年10月より(一社)東大阪ツーリズム振興機構(以下「機構」)を立ち上げ、従来の観光地ではない東大阪市の地域資源を生かした着地型観光を推進することで、観光消費額を高めることに加え、交流人口及び定住人口の増加、地域経済の活性化を図ることを目的に活動してきた。登録DMOのアドバンテージを十分に生かすとともに連続テレビ小説「舞いあがれ!」の舞台となるなど事業の幅も拡大していることから、これまでの機構の活動にとどまることなく、効率的・効果的に地域の稼ぐ力を引き出し、東大阪の都市ブランドの向上及び事業者満足度を高めるなど更なる効果を上げることを目的とする。

4 事業の規模

50,000,000円以内(消費税及び地方消費税含む)

上記金額のほか、成果報酬型支払い制度を導入する。

成果報酬型支払い制度の対象業務は、国や自治体を実施する観光に関する支援制度の活用業務、会員の拡大業務、その他各種有料イベント(講習会など)の開催業務とし、成果報酬の金額については、その都度機構と協議のうえ、決定するものとする。

5 業務内容

- (1) 「ひがしおおさか体感まち博」、「モノづくり観光」、「スポーツ観光」、「文化・下町観光」のブラッシュアップに関する業務

※ 過去の事業については下記 URL を参照(令和4年度報告については別紙)

[令和3年度事業計画書.pdf \(pikahiga.jp\)](#)

[令和3年度事業報告書.pdf \(pikahiga.jp\)](#)

[令和4年度事業計画書.pdf \(pikahiga.jp\)](#)

令和4年度事業報告書(別紙参照)

- (2) 本市の飲食店紹介などのPR及び支援に関する業務
- (3) フィルムコミッション設立準備に関する業務
- (4) 国や自治体を実施する観光に関する支援制度等の活用に関する業務
- (5) 地域ブランドの向上を図るための情報発信及びマーケティングに関する業務
- (6) 会員の拡大及び会員特典に関する業務
- (7) 事務局運営に関する業務
- (8) その他本事業の目的達成に必要な業務

※ (1)(2)(5)(7)の業務についての提案は必須とし、その他の項目については自由提案とする。

6 業務の詳細(例示)

- (1) 「ひがしおおさか体感まち博」、「モノづくり観光」、「スポーツ観光」、「文化・下町観光」のブラッシュアップに関する業務

- ① 体験型プログラムが本市の新たな産業として定着するよう案内人の育成及び商品開発のサポートを行い、体感まち博を実施すること。
- ② 体験型プログラム数及び参加人数の拡大を図ること。
- ③ 本市が舞台となったNHK連続テレビ小説「舞いあがれ!」のレガシーを活かした観光まちづくりを行うこと。
- ④ 「モノづくり観光」にあたっては教育旅行を中心に次年度以降の成果を目指し、(一社)大阪モノづくり観光推進協会と連携して進めること。
- ⑤ オープンファクトリー「こーばへ行こう!」実行委員会の事務局業務に関すること。
- ⑥ 市立スポーツ施設等を活用した大会誘致を推進すること。
- ⑦ ラグビーの春キャンプなど各種競技の合宿誘致を推進すること。

- ⑧ 上記事業を進めるにあたり、市立の関連施設とは必要に応じて各施設の指定管理者と連携を図ること。
- (2) 本市の飲食店紹介などの PR 及び支援に関する業務
 - ① 宿泊施設周辺の飲食店を魅力的に紹介する。
 - ② 地域住民からインバウンドまで対応可能な店舗情報の収集及び支援を図ること。
- (3) フィルムコミッション設立準備に関する業務

本事業を通じて、東大阪の都市ブランド向上や集客を行い、また、スタッフ・キャストなどに直接的な消費を促すことにより市内消費の拡大を図ること。
- (4) 国や自治体を実施する観光に関する支援制度等の活用に関する業務
 - ① 本市観光産業の発展を図ることを目的とし、支援制度（補助金・助成金等）については積極的に活用すること。
 - ② 市内事業者と連携した事業とするなど、地域に経済価値をもたらすこと。
- (5) 地域ブランドの向上を図るための情報発信及びマーケティングに関する業務
 - ① 各種メディアへのパブリック・リレーションズ（PR）やデジタル媒体等を積極的に活用すること。
 - ② 事業ごとに必要なデータ収集・分析を行い、本市の稼ぐ力を向上させるためデータに基づくマーケティングを実施すること。
- (6) 会員の拡大及び会員特典に関する業務
 - ① 各種セミナー・講習会の開催や多くの市内事業者との連携を通じて当機構の認知度を高め会員となるメリットを提示すること。
 - ② 現行の会員制度について、必要に応じた見直しを行うことは可能とする。
- (7) 事務局運営に関する業務
 - ① 契約締結後速やかに事務局の運営を支援する体制を整備し、本事業にかかる企画、関係機関との調整等総合的な支援を行うこと。
 - ② 全ての業務完了後、全業務の実施内容や実績をまとめた業務完了報告書を作成し提出すること。

- ③ 各事業の実施報告については、事業完了後30日以内に事業の実施内容及び実績をまとめた実施報告書を提出すること。
- ④ 業務完了報告書及び実績報告書は、A4サイズ3部及び電子データとする。

(8) その他本事業の目的達成に必要な業務

上記仕様書に記載しているもの以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は積極的に提案を行うこと。

7 報告及び検査

機構は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

8 実施体制等

受託事業者は、本業務を円滑に実施するため、機構に常駐するスタッフを含む必要な人員を確保したうえで、業務量の変動に応じた適正な人事配置を行い、効率的かつ効果的な運営が可能な体制を構築すること。また、人事配置にかかる体制図を提示すること。

9 関係諸法令及び条例等の遵守

受託事業者は、委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

10 再委託

再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請書」を当機構に提出し、承諾を得なければならない。

11 成果物の使用等

原則として委託業務遂行の結果得られた成果は、すべて当機構に帰属するものとする。

12 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリテ

ィの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

1 3 守秘義務及び個人情報の保護

受託事業者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

1 4 中立性の保持

受託事業者は、常に中立性を堅持しなければならない。

1 5 損害賠償

受託事業者は、委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、損害の責を負うこと。

1 6 その他

- （１）業務の遂行にあたっては、機構と十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に履行するために、情報交換等のための会議を定期的を開催すること。
- （２）事業者や市民等と対応する際は、機構の方針を十分に理解しトラブル回避に努めること。
- （３）トラブルが発生した場合は、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに機構へ報告すること。
- （４）仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ、対応すること。